**【新労務単価の適用に係る特例措置等の請求について】**

工事用

令和６年３月１日より前に適用された単価により積算されている工事のうち、次の３つのいずれかに該当する工事では、令和６年３月１日以降の単価により積算された請負代金額への変更を請求することができます。

（１）令和６年３月１日以降に契約を締結する工事

　　特例措置として、次の方式により算出された請負代金額へ変更を請求できます。

別紙３により請求してください。

**変更後の請負代金額＝Ｐ新×ｋ**

Ｐ新 ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

ｋ　 ：当初契約の落札率

工期

契約日

３月１日

※契約日が３月１日の工事も含まれる

・１％（受注者負担割合）を控除しない　・減額は対象外

（２）令和６年２月２９日以前に契約を締結し、かつ工期が始まっていなかった工事

特例措置として、インフレスライド条項を準用することにより、請負代金額の変更請求が可

能です（ただし、基準日から残工期が２ヶ月以上必要となります）。

様式２－１により請求してください。

工期

契約日

３月１日

残工期が２ヶ月以上

基準日

・１％（受注者負担割合）を控除する　・減額は対象外

（３）令和６年３月１日時点で工期が始まっていた工事

　　インフレスライド条項（請負契約約款第２６項第６項）の適用により、残工事に対する請負代金額の変更請求が可能です（ただし、基準日から残工期が２ヶ月以上必要となります）。

様式１－１により請求してください。

３月１日

工期

契約日

基準日

残工期が２ヶ月以上

・１％（受注者負担割合）を控除する　　・減額は対象外

工事用

**公共工事設計労務単価（令和６年３月１日改定）の適用に係る**

**特例措置の請求について**

令和６年３月１日に改定された公共工事設計労務単価（新労務単価）への変更を請求される場合には、別紙３「公共工事設計労務単価（令和６年３月１日改定）の適用に係る特例措置に基づく請負代金額の変更について（請求）」を令和　年　月　　日までに提出してください。

※本請求の後に発注者が積算した結果、請負代金額が減額となった場合は、本特例措置は適用されません。

工事用

**公共工事設計労務単価（令和６年３月１日改定）の適用に係る**

**特例措置の請求について**

令和６年３月１日に改定された公共工事設計労務単価（新労務単価）への変更を請求される場合には、様式２－１「建設工事標準請負契約約款第６４条（インフレスライド条項の準用）に基づく工事請負代金額の変更について(請求)」を令和　　年　月　　日までに提出してください。

※本請求の後に発注者が積算した結果、請負代金額が減額となった場合は、本特例措置は適用されません。

工事用

令和　　年　　月　　日

（宛先）南アルプス市長

住　　　　所

受注者 商号又は名称

氏　　　　名

公共工事設計労務単価（令和６年３月１日改定）の適用に係る

特例措置に基づく請負代金額の変更について（請求）

次の工事について、契約約款第６４条に基づいて、請負代金額の変更を請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 契約番号 |  |
| 工事名 |  |
| 請負代金額 | ￥ |
| 契約年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 工　　　期 | 自令和　　年　　月　　日　　至令和　　年　　月　　日 |

　注）２部提出

（様式２－１）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

（宛先）南アルプス市長

住　　　　所

受注者 商号又は名称

氏　　　　名

建設工事標準請負契約約款第６４条（インフレスライド条項の準用）

に基づく工事請負代金額の変更について(請求)

　下記の工事について、賃金等の変動により、建設工事標準請負契約約款第６４条（インフレスライド条項の準用）の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

１　契約番号　　○○第　　－　　　　号

　　２　工事名

　　３　工期　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

４　希望基準日　　令和　　年　　月　　日

　　５　請負代金額　　　　　　　　　　　　円

　　６　変更請求概算額　　　　　　　　　　円

　　７　概算残工事請負代金額　　　　　　　円

※概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

とする。

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となる場合がある。

（様式１－１）

令和○年○○月○○日

（宛先）南アルプス市長

住　　　　所

受注者 商号又は名称

氏　　　　名

建設工事標準請負契約約款第２６条第６項に基づく請負代金額の変更について（請求）

令和○年○○月○○日付けで契約締結した下記の工事について、賃金水準又は物価水準の変動により、南アルプス市建設工事標準請負契約約款第２６条第６項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

１．契約番号　　第50410000○○号

２．工事名　　○○○工事

３．請負代金額　　￥　　　　　　－（税込）

４．工期　　令和○年○○月○○日から令和○年○○月○○日まで

５．希望基準日　　令和○○年○○月○○日

６．施工場所　　南アルプス市○○地内

７．変更請求概算額　　￥　　　　　　－（税込）

８．概算残工事請負代金額　　￥　　　　　　－（税込）

※概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

とする。

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となる場合がある。

※必要に応じて、変更請求概算額及び概算残工事請負代金額の内訳書（各任意様式により金抜設計書工事費内訳表相当とする。）を添付すること。